

## 平成 28 年度 第 3 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て・若者支援課	
開催日時	2017 年 1 月 31 日（火） 19:00～21:00	
開催場所	台東区役所 10 階 1003 会議室	
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）審議事項</p> <p>①児童福祉法に基づく認可予定事業について</p> <p>②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について</p> <p>（2）事業報告</p> <p>①児童福祉法の改正について</p> <p>②台東区要保護児童の状況について</p> <p>③母子保健事業の実施結果について</p> <p>④認定こども園の開設について</p> <p>⑤特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡充について</p> <p>⑥認可保育所等の開設について</p> <p>⑦家庭的保育事業等の整備について</p> <p>⑧保育従事職員宿舍借上げ支援事業の拡充について</p> <p>⑨こどもクラブ委託事業者の選定結果について</p> <p>⑩池之端こどもクラブ・池之端児童館の仮移転期間中の運営について</p> <p>⑪橋場こどもクラブと玉姫こどもクラブの統合について</p>	
出席者	委員	<p>西委員長、堀内副委員長、浅野委員、宇津木委員、澤田委員、藤巻委員、高橋委員、米山委員、善平委員、中井委員、齋藤委員、多川委員、廣田委員、佐藤委員（企画財政部長）、齋藤委員（区民部長）、神部委員（教育委員会事務局次長）</p> <p>欠席</p> <p>神作委員、田村委員、清古委員</p>
	関係課	<p>川口センター長（子ども家庭支援センター）、松本課長（保健サービス課）、岡田課長（庶務課）、前田課長（学務課）、上野課長（児童保育課）、柴崎課長（放課後対策担当課）、屋代課長（指導課）</p>
	事務局	三瓶課長、福田係長（子育て・若者支援課）

配付資料	【事前配布】
	資料1 児童福祉法に基づく認可予定事業について
	資料2 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について
	資料3 児童福祉法の改正について
	資料4 台東区要保護児童の状況について
	資料5 母子保健事業の実施結果について
	資料6 認定こども園の開設について
	資料7 特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡充について
	資料8 認可保育所等の開設について
	資料9 家庭的保育事業等の整備について
	資料10 保育従事職員宿舍借上げ支援事業の拡充について
	資料11 こどもクラブ委託事業者の選定結果について
	資料12 池之端こどもクラブ・池之端児童館の仮移転期間中の運営について
	資料13 橋場こどもクラブと玉姫こどもクラブの統合について

## 審 議 結 果

### (1) 審議事項

#### ①児童福祉法に基づく認可予定事業について

原案どおり了承された。

#### ②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

原案どおり了承された。

### (2) 事業報告

特に問題なく了承された。

# 検 討 経 過

## 1. 開会

(放課後対策担当課長 紹介・挨拶)

放課後対策課長 柴崎課長

## 2. 議事

### (1) 審議事項

#### ① 児童福祉法に基づく認可予定事業について

(事業報告⑥をあわせて説明)

##### 【説明】

(児童保育課長)

まず、関連する事業報告⑥「認可保育所等の開設について」を資料8に基づき説明し、その後に審議の対象となる施設について説明をする。

公募による運営事業者の選定結果であるが、(1) 賃貸物件を活用した認可保育所については、名称「スターキッズ保育園」、定員3歳～5歳までの47名。優先交渉権者は、「株式会社スターズ」で、地元谷中地域で認証保育所を2ヵ所運営している会社である。選定の中で応募があったのが1者であり、得点率が83.6%で70%以上であるため、本事業者を優先交渉者に決定したところ。

(2) 区有地を活用した認可保育所については、台東区が所有している根岸4丁目の土地を活用した認可保育所の提案を受けたもの。名称は「(仮称) LIFE SCHOOL 根岸」、定員は90名で、0歳～5歳までの内訳は表の通り。優先交渉権者は「社会福祉法人つぼみ会」で、埼玉県さいたま市に本拠を置いており、最近では、足立区や北区でも認可保育所の運営を行っている。応募は3者あったが、つぼみ会が82.9%で最も高い得点率であるため、本事業者を優先交渉権者と決定したものの。

(3) 都用地を活用した認可保育所については、東京都水道局が鳥越2丁目に持つ土地を台東区で借受け、そこで認可保育所を運営する事業者を選考したもの。名称は「(仮称) レイモンド鳥越保育園」、定員は90名で、0～5歳の内訳は表の通り。優先交渉権者は「社会福祉法人檸檬会」。和歌山県に本拠を持つ社会福祉法人で、東京にも支部を持っており、田無市の他23区内でも認可保育所を開設した。応募事業者が5者あったため、1次審査を実施し、書類審査で3者に絞り込んだ。プレゼンテーション・ヒアリングによる2次審査で、本事業者が89.0%と最も高い得点率となったため、優先交渉権者と決定した。

(4) 小規模保育所の運営事業者選定結果については、名称「蔵前らる小規模保育園」、小規模保育所であるため0～2歳までの定員最大19名の施設。優先交渉権者は「株式会社日本デイケアセンター」。本事業者は、学童クラブ等、複数の保育事業を展開している事業者。応募は1者で、得点率81.0%で、優先交渉権者に決定した。

今回の新設園のうち、本年4月1日開設のものについては既に工事が始まり、受入れの体制を整えているところ。平成30年4月1日開設予定の認可保育園については、先日、地元説明会を開催したところ。平成30年1月末までに建物を竣工し4月1日の開設を目指していく。

##### 【質疑応答】

(多川委員)

区有地や都所有地の貸出は、区の方から提案をして公募をかけたということか。

**(児童保育課長)**

民間物件を活用した認可保育所の提案では数が少なく、規模も小さなものになるため、区が区有地あるいは公有地を用意して運営事業者を公募した。

**(多川委員)**

優先交渉権者とならなかった事業者の中にも高得点のところがあるが、そういった事業者に対して、今後、募集の案内をするような考えはあるか。

**(児童保育課長)**

今回、提案のあった事業者は台東区に初めて参入するところも多くあった。今後とも、情報交換をしていきたい旨の話をした。現時点で、具体的な案件がないため形にはなっていないが、事業者との関係はつないでいきたいと考えている。

**(廣田委員)**

組織の人員体制は、審査項目のどこに含まれるか。

**(児童保育課長)**

人員体制は、審査項目の「運営体制」で評価をしている。保育士が確保できての保育園と考えているので、15点と高い配点をしている。

**(廣田委員)**

ある事業者のホームページを見たが、1年に平均5件程度、新規園を開設しているところもある。そういった事業者は次々に採用をする必要があるのだろうと想像したが、今回、優先交渉権者となった事業者は、新規採用の保育士とベテラン保育士とのバランス等、ヒアリングの中で確認していることはあるか。

**(児童保育課長)**

新規採用保育士の確保をしっかりとやっていくことを確認している。また、複数の認可保育園を開設している強みで、園長や主任級といった職域・職層を重ねた人材もしっかり確保していくという話であった。賃金についても、経営に無理なく5年間給与が伸びていく収支計画を立てている事業者との選定委員の評価だった。

**(米山委員)**

スターキッズ保育園の近隣徒歩1分もかからない場所にも保育園があると思うが、それほど保育園が足りていない状況なのか。

**(児童保育課長)**

昨年4月の台東区の待機児童数は240。申込者の増に整備数が追いついていない状況で、待機児童数の増加傾向が続いている。台東区全体では、まだまだ足りていない。今回のスターキッズ保育園は、0～2歳を対象としている認証保育所の受皿となる3～5歳対象の施設である。既存の保育園の近くに位置しているが、区としては非常に貴重な施設と考えている。

**(米山委員)**

保育園の近くに新しくコンビニができ、車や自転車、人の往来が激しくなっている。事故が起きないように、事業者に対して注意を促してもらいたい。

**(児童保育課長)**

事業者に対して、私から伝える。

**【説明】**

**(児童保育課長)**

次の事業の認可にあたり意見を聴取するもの。先ほど説明した施設の一つであり、(名称)「蔵前らる小規模保育園」、(類型)小規模保育事業A型、(保育従事者)保育士5名。認可予定は4月。設置者は「株式会社日本デイケアセンター」で、定員は19名。保育室の面積は、54.21㎡で、屋外の遊戯場は代替として精華公園を予定している。開所時間は、午前7時30分から午後7時30分までで、給食の提供方法は自園調理である。

**【質疑応答】**

なし

(西委員長)

本件については了承とする。(全委員異議なし)

**② 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について**

**【説明】**

(児童保育課長)

まず、教育・保育施設。(類型)保育所、(公私の別)私立、(施設名)「スターキッズ保育園」、(確認予定日)本年4月、利用定員は2号認定3歳～5歳の47人。

続いて、地域型保育事業。(類型)小規模保育事業、(公私の別)私立、(施設名)「蔵前らる小規模保育園」、(確認予定日)本年4月、利用定員は3号認定0歳3名、1・2歳16名の計19名。以上、2施設の利用定員について、審議願いたい。

**【質疑応答】**

なし

(西委員長)

本件については了承とする。(全委員異議なし)

**(2) 事業報告**

(西委員長)

続いて、事業報告であるが、案件数が多いため、まず①～③、次に④と⑤、次に⑦と⑧、最後に⑨～⑪と4つの関連する案件のグループに分け、グループごとに一括して報告、質疑の順に進める。

**事業報告① 児童福祉法の改正について**

**【説明】**

(子育て・若者支援課長)

資料3に基づき説明する。昨年5月の通常国会にて、増加する虐待事例の対応に重点を置いた内容の改正法が成立した。

主な改正内容について。まず、(1)児童理念の明確化。従前の児童福祉法では、「全ての児童が等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定されていたが、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化するもの。次に、(2)児童虐待の発生予防。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとされ、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワン・

ストップで行うセンターの設置を規定している。次に、(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応。児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるとされているが、東京都には子ども家庭支援センターの制度があるため、養護児童支援ネットワークを担う、同センターの様な拠点を全国的に展開していくという内容。また、政令で定める特別区は、児童相談所を設置するとされており、これにより特別区への児童相談所の設置が出来るようになった。

※印の検討規定であるが、今回の改正児童福祉法を着実に実施するため、施行後5年を目途として中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるとされている。具体的な国の支援等は、まだ示されていない。

こうした法改正を受けて、区としては児童相談所の移管に係る検討を進めている。項番2については、子育て家庭支援センター長より報告する。

#### (子ども家庭支援センター長)

まず、検討状況であるが、設置にあたり、都区及び特別区間の協議・連携を進めているところである。また、区として、児童相談所の施設整備や人材確保等の方策について検討しているところである。

次に、検討作業であるが、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議において、課題を分類毎に整理した。大きく分けて、各区課題・特別区間の共通課題・都の協議課題という3つに分類し、各課題に対する対応策を検討していく。今後、都と協議し、都・区間の連絡調整体制を整えていく予定。

### 事業報告② 台東区要保護児童の状況について

#### 【説明】

#### (子ども家庭支援センター長)

資料4に基づき説明する。まず、項番1の新規相談。新規相談数の合計であるが、27年度に受付けた新規児童相談数は885人と、前年度と比較して164人減っている。その内、要保護児童として経過を見ていく必要のある児童は275人であり、前年度と比較して65人減っている。相談件数が減少した要因の1つとしては、居住実態が把握できない児童の調査件数が減ったことがあげられる。前年度比で相談件数は減っているが、依然として増加傾向にある状況。虐待相談の通報経路については、引き続き保健所からの通報が増えている。これは、保健所で実施している乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診などによる居所不明の通報が多いことが要因である。

続いて項番2、要保護児童数。27年度末の要保護児童数は466人となっており、前年度より31人減っている。

最後に項番5、居住実態が把握できない児童への対応。こちらは、26年度から調査を行っている。27年度は、通告数が156件あったが虐待非該当の方は153人で、その内、要保護となった児童数は3人であった。虐待非該当となった児童のうち約7割の106人は出国によるものである。

### 事業報告③ 母子保健事業の実施結果について

#### 【説明】

#### (保健サービス課長)

資料5に基づき説明する。まず、乳児家庭全戸訪問について。実施状況であるが、平成27年度の訪問対象者数は1,636人で、訪問件数は1,574人、訪問率は96.2%。未訪問者数は62人で全体の3.8%。未訪問者数の内訳は記載の通り。対応状況であるが、継続支援不要の方

が1, 139人。保健師が電話連絡や訪問をする等経過観察をしている、ゆるやかな見守りの方が478人。要保護児童支援ネットワークにて支援をしている方が19人だった。

次に、項番2、「ゆりかご・たいとう」事業について。本年度から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の強化として、妊婦を対象に、妊娠、出産、育児等の相談対応をする面接を開始している。報告は、本年4月から10月末までの7か月間のもの。

面接実施数は、台東保健所および浅草保健相談センターを合わせて932件。12月末現在では、1,218件となっている。若年妊娠や妊娠届出の週数が22週以降である場合や、その他面接結果から、今後の虐待予防や育児支援サービスの提供の必要性について総合的に判断し、子ども家庭支援センターなどと連携してフォローしている。支援不要な方は835人(89.6%)。要支援となった方は97人(10.4%)。要支援となった方の内訳は、保健所の見守りが80人(8.6%)、子ども家庭支援センターへ連絡した方が17人(8%)である。

### 【質疑応答】(事業報告①～③)

#### (澤田委員)

資料4の平成28年度の新たな取り組みというところで、「児童相談支援システムの運用開始」と書いてあるが、今までと何か変わることがあるのか。

#### (子ども家庭支援センター長)

例えば、居住実態が把握できない児童の情報に関して、保健所や教育委員会が入力した情報をセンターで定期的に確認することができる。また、ケース管理をシステムで行うことで、検索や集計をより迅速に正確に行う事ができる。

#### (多川委員)

資料4の虐待相談の通報経路において、新規相談件数をカウント、分析し、増加傾向にあれば良いという見解なのか。比較的通報件数の多い経路について、区としてどう対応していくか、何か戦略的な分析はされているのか。

#### (子ども家庭支援センター長)

相談件数がゼロになるのは難しいかと思われるが、相談件数が極力少なくなるよう予防策に力を入れている。虐待・養育困難なケースのフォローも重要視するとともに、育児不安解消のプログラムを実施し、積極的に問題の芽を摘む取り組みを行っている。

また、児童虐待通報電話「189」の運用も開始したことにより、今まで通報を躊躇していた方からの相談を受けやすくなった。地域の方の通報により一層児童の安全の確保に努められる。

#### (多川委員)

「189」の通報番号は、より一般の方に広める活動を要望する。

#### (齋藤委員)

資料5の乳児家庭全戸訪問の実施状況について、平成27年度の未訪問者の内訳に訪問辞退14名とあるが、なぜ訪問辞退に至ったのか。また、本当に訪問は不必要なのか確認はしているのか。

#### (保健サービス課長)

確認したところ、兄弟がいるので不要等の理由で回答があった。14名のうち、12名は検討した結果問題なし、乳児健診や他の相談にて見守りという判断。残りの2名については、虐待の可能性が残ったため子ども支援センターと連携し経過観察をしている。

#### (西委員長)

予防策と問題発生時の対応において今後の見守りが重要である。

#### 事業報告④ 認定こども園の開設について

(学務課長)

資料6に基づき説明する。台東区次世代育成支援計画に基づき、忍岡小学校の敷地内一部を活用し、整備予定。

名称は(仮称)忍岡こども園、開設日は平成29年10月、所在地は池之端2丁目忍岡小学校校舎西側の敷地、定員は73名予定。運営事業者は区立たいとうこども園の指定管理者でもある「社会福祉法人 東京児童協会」、運営形態は民設民営保育所型認定こども園である。

選定経過については昨年4月より公募開始、3者の応募あり。1者は審査直前に辞退、結果2者による審査を行った。

事業者は昨年12月より着工し現在基礎工事中、7月ごろ竣工予定。

#### 事業報告⑤ 特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡大について

(学務課長)

資料7に基づき説明する。

まず、多子世帯について。現在、対象となる子供の人数の算定となる年齢の上限を設け、第2子の保育料半額、第3子以降無料となっているが、年収約360万円未満世帯は年齢制限を撤廃する。軽減内容に変更はなし。

次にひとり親世帯について。こちらも年収約360万円未満世帯は多子算定対象の制限を撤廃する。保育料は現在第2子半額、第3子以降無料としていたものを、第1子半額、第2子以降無料へ。

年収約360万円未満世帯以外の世帯の負担軽減については変更なし。保育料算定方法については資料のとおり。平成28年4月まで遡って適用。

#### 【質疑応答】(事業報告④・⑤)

(高橋委員)

「(仮称)忍岡こども園」設置にあたり認可上の園庭はあるのか。

(学務課長)

保育所型認定こども園なので、敷地内に園庭は整備されない。代替地として近隣の公園等を確保予定。

#### 事業報告⑦ 家庭的保育事業等の整備について

(児童保育課長)

資料9に基づき説明する。小規模保育施設の誘致については誘致件数2件を予定していたが、先に報告の1件の事業者の応募のみ。

家庭的保育事業の開設支援については、6件を予定件数とし、平成29年4月1日開設を予定。そのうち新規としては1件申し込みがあったので、認可事業に向けて支援を行っている。2月中旬に認可ができる施設については入所者の内定を行う。

区としては、4月1日開設にこだわっていないので、家庭的保育事業を行いたい事業者については随時相談を受けていく。

#### 事業報告⑧ 保育従事職員宿舍借上げ支援事業の拡充について

(児童保育課長)



資料10に基づき説明する。本区においては認可保育園を経営する事業者のみを誘致するのではなく、既存園の保育従事者の支援も併せて行う。保育従事職員用の宿舍の借上げを行う保育事業者に対して経費の一部を補助することにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るものであり、27年11月より既に開始。

拡充内容としては、対象職員の拡大、礼金加算。対象職員は採用後5年以内の者という制限を撤廃し、6年目以降の職員も対象に。礼金加算は28年度のみ実施であり、28年11月以降に宿舍を確保した場合、2か月相当分164,000円を上限に各月の基準額とは別に加算する。

12月より事業開始しており、11月1日分より適用開始。

#### 【質疑応答】(事業報告⑦・⑧)

##### (多川委員)

資料10に関して、28年度の申請状況は。

##### (児童保育課長)

28年度上半期においては認可保育園、認証保育所等も含む17施設、53人の利用。

#### 事業報告⑨ こどもクラブ委託事業者の選定結果について

##### (放課後対策担当課長)

資料11に基づき説明する。現在こどもクラブは公設民営が22か所、民設民営が1か所、合計23か所ある。児童館に併設されているこどもクラブの8か所を除いた公設民営のこどもクラブ14か所について、27年度から順次公募による事業者選定を行っている。

27年度は6か所、28年度については4か所の公募選定を行った。選定過程は資料のとおり。

下谷こどもクラブ・松葉こどもクラブは「日本保育サービス」、浅草こどもクラブ・竜泉こどもクラブは「プロケア」に決定。

2～3月にかけて運営事業者への引き継ぎをし、4月1日から新事業者による運営開始を予定。

#### 事業報告⑩ 池之端こどもクラブ・池之端児童館の仮移転期間中の運営について

##### (放課後対策担当課長)

資料12に基づき説明する。平成29年度6月下旬から翌年3月上旬まで、老朽化に伴う大規模改修工事の予定。改修工事期間中は、仮移転し事業を実施する。資料のとおり池之端こどもクラブは忍岡小学校の一部を活用する。また、池之端児童館は一部の事業を縮小し、忍岡小学校や近隣施設を活用する。

この内容については、こどもクラブ保護者や児童館利用者に周知済。

#### 事業報告⑪ 橋場こどもクラブと玉姫こどもクラブの統合について

##### (放課後対策担当課長)

資料13に基づき説明する。

今年度4月1日から石浜小学校内で全児童対策として「放課後子供教室モデル実施」というモデル事業を開始。石浜小学校の余裕教室を活用し、石浜小学校在籍児童であれば無料で全員5時まで利用可能であるA登録と、既存こどもクラブと保育内容も職員配置も同水準で利用のできるB登録の仕組み。B登録は定員という枠組みがなく、通常のこどもクラブよりも多く受け入れられる。

モデル事業開始の影響で、橋場・玉姫こどもクラブ共に27年度に比べて利用者が相当数減っ

ており、今後の需要も20人台で推移していくことが想定される。また、石浜小学校の児童に関して、27年度はこどもクラブを希望される方の待機児童数が19校中最も多い11名であったが、平成28年度は待機児童数がゼロになった。石浜小学校でのモデル実施の登録者数は、A・B登録両方合わせて年度当初147名で、石浜小学校の全児童数の63%を占め、モデル実施の初期の目的に沿った結果となった。

以上のような状況を鑑み、今年度いっぱい橋場こどもクラブを廃止し、玉姫こどもクラブへ統合する。移る児童については、事業者間で綿密な引き継ぎを行う。

## 【質疑応答】(事業報告⑨～⑪)

### (廣田委員)

委託事業者の選定について、下谷こどもクラブの選定が非常に僅差。

おおよその審査項目においては僅差であるが、収支計画と育成内容については両社で約10点も差がついている。全体としてどのような評価なのかを具体的に聞きたい。

### (放課後対策担当課長)

基本的には一次審査の書類審査を通った段階で一定の基準を満たしていると捉えており、プレゼンテーション・ヒアリングを行うことで差別化を図った。こどもクラブという点から育成内容に比重を置いた結果、「日本保育サービス」を優先交渉権者にした。

### (廣田委員)

収支計画のポイントの判断基準はどうなっているのか。単に受託コストが安いことだけでなく、内容に対しても評価基準を設けているのか。

### (放課後対策担当課長)

収支計画に無理はないか、人件費・事業費・管理費の確保は十分か、経費の積算は費用対効果・効率性を考慮しているか、受託量に対してコストは妥当かといった視点で5段階にて評価。財務専門家にも見解を伺って参考にして選考にあたった。

コスト安だけではなく、経営の継続の安定性を一番大きなポイントとして評価している。

### (廣田委員)

新事業者に事業を引き継ぐにあたって、今年度の引き継ぎを充実させるという点で具体的に何か改善はしたのか。

### (放課後対策担当課長)

事業者間の引き継ぎのみではなく、区が利用者の意向の吸い上げを行い事業者へ伝達をする。また、新事業者に、引き継ぎ期間に既存のこどもクラブへ頻りに訪問し、児童や保護者と信頼関係を築くよう依頼していく。

### (廣田委員)

来年度以降も同様の選定が行われると思うが、前事業者の保育内容を熟知している保護者が在籍している間に、実施状況をヒアリングするなど、円滑な引き継ぎを希望する。

また資料13について、橋場こどもクラブと玉姫こどもクラブまで石浜小学校からの距離はどの程度か。

### (放課後対策担当課長)

橋場こどもクラブ、玉姫こどもクラブともに約10分前後。

### (廣田委員)

石浜小学校からほぼ同距離であるが、玉姫こどもクラブ側を残すに至った理由は。

### (放課後対策担当課長)

玉姫こどもクラブは都営住宅・保育園・児童館が併設、現在老朽化に伴う改修工事中。旧東京北部小包集中局跡地に仮移転しており、石浜小学校児童のみならず東浅草小学校児童も利用している点から、玉姫こどもクラブに統合する。

**(廣田委員)**

「放課後子供教室」の登録者のうち、B登録の登録者数は。

**(放課後対策担当課長)**

年度当初で54人。

**(廣田委員)**

「放課後子供教室」の利点としては「移動しない学校内で安全・安心」という点だと思われるが、引き続きこどもクラブを選ぶ家庭は、どのような理由で選択しているのか。

**(放課後対策担当課長)**

橋場こどもクラブを利用しているのはほぼ石浜小学校の児童である。こどもクラブを選択している理由については「放課後子供教室」の内容をよく理解されておらず、“こどもクラブ”でない形式になるため保育内容に不安がある等。安心して「放課後子供教室」または玉姫こどもクラブへ移れるよう、事業者とともに橋場こどもクラブへ出向き「放課後子供教室」の説明会を実施しているところ。

**(廣田委員)**

玉姫こどもクラブの利用者は、東浅草小学校児童が中心になっていく見通しなのか。

**(放課後対策担当課長)**

こどもクラブの需要は毎年流動的。地域配置も考慮し、玉姫こどもクラブの方を維持していく。

**(廣田委員)**

「放課後子供教室」は合計すると147名で、トラブル発生の可能性が懸念される大所帯だが、トラブル回避のための対策は検討しているのか。またB登録児童の居場所確保はどのようになっているのか。

**(放課後対策担当課長)**

合計147名であるが、あくまで登録者数。一日の平均利用者数はA登録50名前後、B登録15名前後なので、全員が一同に会するという状況ではない。利用者数に合わせて適切な指導員・保育者の配置を行っている。また、モデル事業であるため、毎月「運営検討委員会」を開き、課題や改善点、利用者からの意見の共有をし、迅速に対策を講じている。

「放課後子供教室」として利用している普通教室4つ分のうち、B登録の児童に対しては約1教室分を確保している。おやつの時間等は比較的堅固なパーティションを設置するなど、双方に影響の出ないよう施設上の工夫をしている。

**(澤田委員)**

通常のこどもクラブでは定員数に応じて面積や職員数に規定がある。「放課後子供教室」のB登録は希望者全員が登録可能とのことだが、職員数はどのように算出し、決定しているのか。

**(放課後対策担当課長)**

年度当初にA登録・B登録それぞれの希望を募り、B登録者数を暫定的に把握。職員配置に関してはこどもクラブと同水準の職員配置になるよう事業者と取り決めている。

**(澤田委員)**

「放課後子供教室」のB登録は54人を基に職員配置をしているのか。実際に利用する15人程度に対して、人数が厚すぎるのでは。

**(放課後対策担当課長)**

B登録54人に対応する職員配置という取り決めになっているが、たとえば16人利用となるとこどもクラブの規定では必要職員数は2、3人。いつ何人の利用があるかは事前に把握することができるため、実際の利用人数に応じて臨機応変にA登録・B登録職員の配置替えをして対応している。

**(西委員長)**

事業者内で人数に応じた職員配置について融通性があると理解してよいと思われる。

**(3) その他**

**(高橋委員)**

他区で「次世代育成支援地域協議会」と「子ども・子育て会議」が併設されている場合もあるが、台東区における「子ども・子育て会議」はどのような位置づけか。

**(子育て・若者支援課長)**

次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援地域協議会」と、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援会議」を兼ねている。

効率的な会議運営のため兼掌して運営している。

**(高橋委員)**

幼稚園の立場からすると、幼稚園における「教育」という部分の理解を深めて欲しい。公立幼稚園は定員割れし、私立幼稚園も3年間で100名を超える園児数の減少がある。幼稚園教育が次世代育成に取り残されている危機感を持っている。

平成27年から31年までの0歳から5歳までの子どもの推計人口がほぼ横ばいと記載があるが現状はどうなっているのか、また31年まではどうなると予想しているか。

**(児童保育課長)**

資料がないので全体的な傾向になる。現状小学1年生が一学年1,000人程度。0歳児に向かって増加傾向にあり、0歳児は約1,500人程度。就学前に転出するケースがあり、このままの数字が持ち上がっていない傾向。

「次世代育成支援計画」を策定した時には25年の推計値を使用。台東区では新たに人口ビジョンの推計値を算出しており、就学前人口は平成32年度に、8,700人とピークを迎える見込み。

**(高橋委員)**

計画策定時よりも、1,200名程度増加するという新たな予測になっている。

子どもの人口が横ばい、あるいは増加傾向の中、幼稚園の在籍数が減少していることから、保育園を選択する家庭が増加しているという分析で良いのか。

**(児童保育課長)**

現在、育児休業明け1歳児入園希望者の割合が人口の約50%。5年前は約38%であったため、保育ニーズは増加していると捉えている。

**(高橋委員)**

忍岡こども園の件だが、比較すると長時間保育に重きを置いた定員設定になっている。待機児童解消が求められる中で、保育園ではなくこども園を開設することにした理由は。

**(学務課長)**

児童保育課長から保育ニーズが増えているとあったが、決して教育ニーズがないわけではない。幼稚園申込数は減少しているが、教育ニーズを求める家庭も確実にある。保育園となると保育を必要とする家庭に限定されるが、幼稚園にはその縛りはない。保育・教育両方の側面を持つこと

も園を整備することで、多様なニーズへの対応をしながら、待機児童対策にも資するものとして計画した。忍岡こども園が計画上の2園目である。

**(高橋委員)**

こども園園長の経験から、認定こども園の在り方と考え方が幼児教育の充実という形で進むことを期待している。区として実施している幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」で示すよう、保育園でも保育だけでなく「教育」がしっかりできるという前提があるならば保育園でもよかったのでは。台東区のこども園、幼稚園、保育園のすべてが「教育」というキーワードで充実していくことを希望する。

**(西委員長)**

聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科を離れ、28年10月より日本女子大学家政学部児童学科 特任教授に着任したことを報告する。

これをもって平成28年度 第3回協議会を閉会する。